

令和5年6月23日

目黒区監査委員 殿

## 住民監査請求書

## 1 請求の要旨

(1) 目黒区区長青木英二は、令和4年7月頃、一般社団法人●●（以下「●●」という。）と、新型コロナウイルスワクチン接種会場における薬液充填等業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結した（資料1）。

(2) 本件業務委託契約に基づく目黒区から●●への支払項目は、出務費と事務管理費に分かれている（資料1）。出務費とは、薬剤師が薬液充填等を実施する業務に支払いがなされる報酬分であり、事務管理費とは、各薬剤師が薬液充填等の業務を円滑に実施できるようにするためのマニュアル作成、スケジュール調整、指導等の業務（以下「本件業務」という。）を行うベテランの薬剤師4人のメンバー（以下「本件メンバー」という。）に対する報酬分（月額50万円×4人＝月額200万円、資料2：■■氏作成の見積書）と、●●におけるワクチン接種事業に必要であった諸費用（税理士に支払う報酬等）との合計額で構成されている。本件メンバーが行う本件業務に対する対価は、本件メンバーが令和3年4月頃から実施した本件業務の業務量が極めて過大であったために、●●会長も含めて本件メンバーが目黒区と交渉して支払われることとなったものであり、かかる業務量に鑑みると、正当な支払いであると評価できる。

しかしながら、●●は、上記のとおり、本件メンバーの報酬分として、月額200万円を請求しておきながら、実際には本件メンバーに対して当該報酬を現在まで全く支払わずに、何ら合理的な理由もなく当該金員を搾取して自己の収入としている。このような、●●による目黒区に対する詐欺的な行為によって、目黒区は結果的に何ら合理的な支払根拠のない不当な支払いを行ってしまったことになる。

(3) また、仮に、本件メンバーに対し各自が行った本件業務の報酬として、●●から本件メンバーに支払われたものであれば、当初の見積りどおりの請求であり（資料2）、かつ、当初の6ヶ月間（令和3年4月から9月まで、資料1）の本件メンバーの業務量からして、当該請求に対する支払い自体は正当なものと評価できる（但し、上記(2)のとおりその支払いがなされていないことから不当性があると考えられる。）。

しかしながら、令和3年10月以降は、本件業務の業務量は著しく減少し、到底月額200万円もの大金を支払う合理的理由が全くなくなったにも拘わらず、令和3年10月以降もその金額を全く減額することなく支払い続けており（その支払いは令和5年3月分まで継続的に支払われていると考えられる。）、その支払いに全く合理的な理由はなく、不当な公金の支出であることは明らかである。なお、当該支出の原資が国や東京都から補助されるものであったとしても、以上のように目黒区から●●に対し何ら合理的な理由なく支払われた公金の支払いが正当化されるものでないことは言うまでもない。このことは、新型コロナウイルスのワクチン接種をしたと偽り、北区から繰り返し委託料を詐取した医師に対し、令

和5年5月、東京地裁が詐欺罪の成立を認めて有罪判決を言い渡した(資料3)ことに鑑みても明らかである。

(4) 以上のとおり、本件業務に対する月額200万円という巨額の公金の支払い(令和3年4月分から令和5年3月分までの総額4800万円)は何ら合理的な理由がなく、不当な支払いである可能性が高いと思料するので、地方自治法第242条第1項に基づき、別紙資料を添え、監査委員に対し、上記不当な支払いについて監査を請求するとともに、適宜是正等の必要な措置を取ることを請求する次第である。

以上

## 2 請求者

住所

氏名

(請求者代理人)

住所

氏名

※(注1) 請求書は、原文のまま掲載した。

(注2) 事実証明書の添付は省略した。